

利 用 調 整 点 数 表

(1) 基本点数

状況区分	保育者の状況	区 分	基本点	入所次第就労
ア 家庭外労働	会社員等	月12日以上かつ月128時間以上の就労を常態	40	A -4
	自営業主(添付あり)	月12日以上かつ月96時間以上の就労を常態	38	B -4
	自営業主(添付なし)	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	36	C -4
	自営業専従者	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	36	D -4
	家族従業者	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	30	E -4
	訪問販売	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	30	F -4
	そ の 他	月12日未満であるが月64時間以上の就労をしている	26	G -4
イ 家庭内労働	会社員等 自営業主(添付あり)	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	36	H -4
	自営業主(添付なし)	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	34	I -4
	自営業専従者	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	28	J -4
	家族従業者	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	26	K -4
	内 職	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	24	L -4
ウ	就 学 (技能習得等を含む)	教育機関に在学または職業訓練を実施している	30	M
	出 産	下児の出産予定日前2か月、産後2か月以内 ※多胎児の場合は予定日前3か月	36	N
オ 傷病・障害	傷 病	1 か月以上の入院	40	O
		自宅療養	30	P
	心身障害	身体障害者手帳 1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級	40	Q
		身体障害者手帳 3級、療育手帳B1、精神障害者保健福祉手帳2級	38	R
カ	介 護	身体障害者手帳 4級、療育手帳B2、精神障害者保健福祉手帳3級	30	S
		1 か月以上入院の同居親族の介護	38	T
		自宅療養中または心身に障害のある同居親族の介護	30	U
キ その他	特別の支援を要する家庭		45	V
	災害の復旧	震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたっている (ボランティアは不可)	44	W
	時間不足	月64時間未満の就労かつ就職活動を継続して行っている	4	X
	求職活動中	求職活動を継続して行っている	2	Y

(2) 付加点数

申込み児童の兄弟が既に希望保育施設に入所中、または入所内定している場合（1号除く）	4
申込み児童が保育施設に入所中 （育休中は除く）	認可外保育施設・一時保育施設 3
	認可保育施設（一時保育除く※1） 2
双子の児童が同時に申し込む場合 ※三つ子以上の場合は1人増えるごとに1点加算	2
生活保護世帯	2
ひとり親家庭及びそれに準ずる家庭	1
育児休業法に伴う育休明け及び産休明けの職場復帰する場合	1
保育料を滞納し、催告に応じない場合	-4